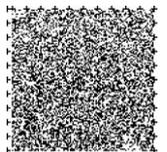


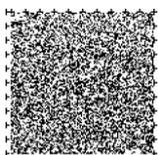
資料編

1 計画策定の経過

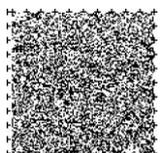
期日等	内容
平成26年8月19日 庁内検討会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉計画について ○地域福祉計画とは… ○今後のスケジュールについて ○組織について 2 アンケート調査項目について 3 各課の現状と課題について 4 その他
平成26年12月25日 第1回 岩出市地域福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 策定委員の紹介 5 委員長・副委員長の選出 6 事務局説明 (1) 市民意識調査案について (2) 策定スケジュールについて 7 その他
平成27年3月16日～平成27年3月28日 市民意識調査の実施	「地域福祉」に対する市民の方の考え方や意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施。
平成27年5月29日 第2回 岩出市地域福祉計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 関係職員等紹介 4 議事 (1) 市民意識調査の結果報告について (2) 策定スケジュール (3) 地域福祉ワークショップについて (4) 団体等への調査について
平成27年6月19日～平成27年7月3日 団体等への調査の実施	地域福祉の担い手である地域団体・組織を対象に、地域における福祉・生活課題等について、紙面によるヒアリング調査を実施。
平成27年7月3日、10日、17日、24日 地域福祉ワークショップの開催	地域住民や地域福祉の担い手の方々に、地域福祉や地域福祉計画、岩出市における地域福祉を取り巻く現状等について知ってもらおうとともに、地域の現状や課題、課題の解決に関するアイデアなどを整理していただく、地域福祉ワークショップを4地区で開催。



期日等	内容
平成 27 年 8 月 5 日 庁内検討会議	1 各種調査結果の報告 (1) 団体調査ヒアリング結果 (2) 地域福祉ワークショップ結果 2 岩出市地域福祉計画策定委員会資料案について ○現状と課題の提示、検討 ○計画骨子案の提示、検討 3 庁内関係課調査票について 4 その他
平成 27 年 8 月 19 日 第 3 回 岩出市地域福祉計画策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 団体等への調査結果の報告 (2) 地域福祉ワークショップの結果の報告 (3) 現状と課題の提示、検討 (4) 計画骨子案の提示、検討 (5) その他 4 その他
平成 27 年 9 月 4 日 子育て支援センター利用者への調査の実施	子育て支援センター運動会を利用し、子育て支援センターの利用者の方が日頃の地域生活で感じている福祉・生活課題等を把握するグループヒアリングを実施するとともに、運動会の休憩時間を利用してアンケート調査を実施。
平成 27 年 9 月 18 日 第 1 回地域福祉計画作業部会	1 子育て支援センター利用者へのグループヒアリング及びアンケート調査報告 2 岩出市地域福祉計画の素案について 3 その他
平成 27 年 10 月 29 日 第 2 回地域福祉計画作業部会	1 岩出市地域福祉計画の素案について
平成 27 年 11 月 24 日 第 4 回 岩出市地域福祉計画策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 前回策定委員会資料の修正について (2) 子育て支援センター利用者へのグループヒアリング及びアンケート調査報告 (3) 作業部会結果報告 (4) 計画素案について (5) パブリックコメント予定について (6) その他 4 その他



期日等	内容
平成 28 年 1 月 19 日 第 5 回 岩出市地域福祉計画策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 計画素案について (2) パブリックコメントについて (3) その他 4 その他
平成 28 年 1 月 29 日～2月 17 日	計画について市民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施。
平成 28 年 3 月 8 日 第 6 回 岩出市地域福祉計画策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) パブリックコメントの結果 (2) 計画最終案の検討、承認 (3) その他 4 その他



2 地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき岩出市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、岩出市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他計画の推進に関すること。

2 委員会は、前項の調査審議結果をまとめ、その要旨を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (4) 市民公募により選考された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

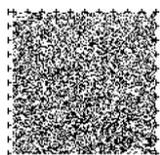
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営に資するため、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営については、作業部会で協議して決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

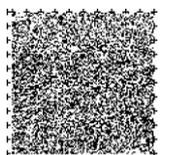
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成26年 8月 6日から施行する。

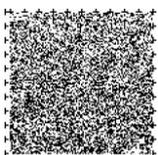
2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。



3 地域福祉計画策定委員及び地域福祉計画作業部会委員名簿

項目	分野	所属	役職	氏名	作業部会
学識経験者		和歌山大学経済学部		◎金川 めぐみ	●
保健、医療 又は福祉施設等の関係者	保健	岩出保健所		後藤 智子	
	医療・福祉	和歌山つくし医療・福祉センター		和田 聖子	
	介護福祉施設	特別養護老人ホーム 皆楽園		山岸 浩	●
		介護老人保健施設 やよい苑		林 弘	
社会福祉を 目的とする 団体又は事 業者の代表	地域	岩出市区・自治会長会会長		石田 徳男	
		住民で組織する各地区の地域福祉推進組織の代表		井谷 満守美(岩出)	
				近藤 加奈子(山崎)	●
				中谷 侃司(根来)	●
				田中 秀樹(上岩出)	
	社会福祉	岩出市民生委員児童委員協議会	副会長	○畑 常雄	●
		岩出市身体障害者連盟	会長	上田 榮子	
		岩出市社会福祉協議会		湯浅 敦之	●
	老人福祉	岩出市老人クラブ連合会	会長	藤川 知良	
	障害福祉	岩出障害児者相談・支援センター	所長	柴田 竜夫	
児童福祉	ファミリーサポートセンター	理事長	松本 千賀子		
市民公募				三林 達哉	
その他市長 が認める者		生活福祉部長		杉原 啓二(任命)	
		地域子育てセンター長		楠 淳子(任命)	

◎委員長 ○副委員長



4 地域福祉ワークショップの各地区の結果

○各地区A～Dの4グループでのグループワークで出された代表的な意見については以下の通りです。

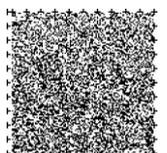
1) 山崎地区（7月3日実施）

(1) 地域の「良いところ」

<p>■生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物が便利 ・生活しやすい ・和歌山や大阪にも近い ・空港が近い <p>■自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然がたくさんある ・農作物が手に入りやすい <p>■地域のつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをし合うことができる <p>■子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが多い
--

(2) 地域の「気になるところ」と課題解決策

気になるところ	課題解決のためのアイデア
<p>■人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・ひとり暮らし高齢者が多くなった ・転入者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りをする
<p>■生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通マナーが悪い ・交通の便が悪い ・道路整備が不十分 ・空き地の増加 ・野良猫が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料バスを運行する
<p>■地域のつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所とのかかわり、ふれあいが少なくなった ・新旧の住民の交流が少ない ・高齢者などのひきこもりが多くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけする ・住民互助支援活動を展開する ・学校に協力してもらいながら世代間交流の場をつくる ・転入者が集えるサロンをつくる ・居場所をつくる ・いきいきサロンをつくる ・高齢男性の楽しめる社交場をつくる ・イベント等を開催する



2) 根来地区（7月10日実施）

（1）地域の「良いところ」

■自然・歴史

- ・自然豊かである
- ・季節感を感じることができる
- ・根来寺がある
- ・名所がある

■交通の便

- ・交通の便がよい
- ・大阪に近い
- ・空港に近い

■施設

- ・文化施設がある
- ・図書館がある
- ・スポーツ関連施設がある

■生活環境がよい

- ・店が多い
- ・病院が多い

■地域のつながり

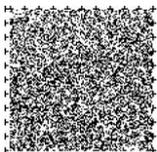
- ・地域のつながりが強い
- ・近所の人助け合いがうれしい
- ・近隣の方同士の交流が活発
- ・地域でまとまっている
- ・仲間意識が強い

■子育て環境

- ・子どもの環境がよい
- ・若い世代が増えている
- ・子どもたちが多く、活気がある

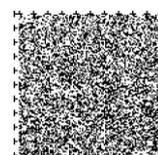
■安全・安心

- ・治安がよい
- ・災害が少ない



(2) 地域の「気になるところ」と課題解決策

気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■高齢者 ・高齢者が増えている ・ひとり暮らしが多い ・空き家の増加 ・老人の集う場所がない	・空き家レンタル	・サロンづくり ・空き家を高齢者のサロンに活用する ・ひとり暮らし高齢者への見守り有償ボランティアの実施	・サロンづくり ・空き家レンタル
■子ども ・通学路が未整備 ・子どもの遊び場の問題			・歩道の整備
■地域のつながり ・あいさつする人が少ない ・新旧住民の交流が少ない ・地域への関心が低い ・行事への参加が少ない	・近所の声かけ、あいさつをする ・文化施設で交流する	・自治会区活動の強化 ・交流の場づくり ・公共施設を開放した交流の場づくり ・文化施設で交流する ・男性高齢者の居場所づくり ・イベント実施	・公共施設を開放した交流の場づくり ・ボランティア活動に対しポイントを導入 ・ボランティアへ謝礼的なものを支払う
■道路・交通 ・公共交通機関が不便 ・交通量の増加 ・歩道が少ない	・交通マナー教育の実施	・福祉タクシーの運行 ・事故多発地帯の把握	・福祉タクシーの運行 ・事故多発地帯の把握 ・交通マナー教育の実施 ・歩道の整備 ・信号機の設置
■マナー ・犬のフンが処理されていない	・他人に迷惑をかけないという意識を持つ		・看板をつける ・マナーの普及
■安全・安心 ・犯罪が多くなってきた ・不審者が出る ・街灯が少ない、暗い	・住民が子どもを見守る ・地域での見守り ・家の外灯をつけておく	・住民が子どもを見守る ・地域での見守り ・家の外灯をつけておく	
■施設 ・公共施設の安全化		・公共施設の地元管理の推進	・公共施設のバリアフリー化の推進
■医療 ・専門的な医療施設がない			・シャトルバス等交通機関の整備



3) 上岩出地区 (7月17日実施)

(1) 地域の「良いところ」

■生活環境

- ・買い物に便利
- ・スーパーが多い
- ・空港に近い
- ・にぎやかなまち
- ・周りが静か

■自然環境

- ・自然が豊か
- ・水がおいしい
- ・田畑が多い
- ・農産物、果物が豊富
- ・ほたるを見ることができる

■災害

- ・災害が少ない
- ・天候が穏やか

■地域のつながり

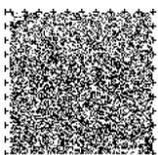
- ・近所付き合いがよい
- ・地域活動などへの参加が各年代で見られる
- ・助け合いが見られる
- ・見守り活動が活発
- ・ボランティアによるあいさつ運動がされている

■子ども・若い世代

- ・子どもが多い
- ・若い世代が多い
- ・子育てしやすい

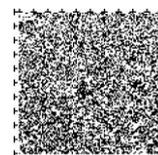
■医療・福祉施設

- ・医療機関が多い
- ・福祉施設(介護、障害、子ども)が満遍なくある

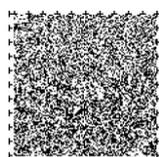


(2) 地域の「気になるところ」と課題解決策

気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯が多い ・空き家の増加 ・高齢者が参加しやすいイベントがない ・元気な高齢者の行くところがない ・定年退職した男性の行くところがない ・男性高齢者のボランティア活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンへの参加 ・趣味の合うサロンづくり ・友だちをつくり、外へ出る機会を多く持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が集う場所、機会をつくる ・いきいきサロンへの参加 ・趣味の合うサロンづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等が催しに近隣の高齢者を誘う
■子ども <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ない ・遊び場が公園の端っこ 			
■結婚 <ul style="list-style-type: none"> ・独身者が多い 		<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベントの開催 	
■自治会 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会員の高齢化 ・自治会に子どもがいない ・自治会に加入しない ・自治会組織がない 		<ul style="list-style-type: none"> ・若者に好まれる自治会をつくる ・定期的（年1回）なお誘い ・前年度の会長、副会長を次年度の顧問にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の再検討 ・小さな造成地の自治会組織をつくる
■地域のつながり <ul style="list-style-type: none"> ・住民のかかわりの希薄 ・近所づきあいが少ない ・交流の機会が少ない ・新旧住民の交流がない ・高齢者と子どもが触れ合う場所がない ・地域活動に若い人の参加が少ない ・あいさつをしない ・助け合う気持ちがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流 ・イベントの実施 ・イベントを継続する ・得意なことを調査して、地域で活動できる場をつくる ・サロンをたくさんつくる ・声かけする ・繰り返し挨拶をする 	



気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■交通手段 <ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が悪い ・コミュニティバスが利用しづらい ・巡回バスが少ない ・駅までが遠い ・車がないと不便 ・車に乗れなくなったときが不安 ・交通難民が多くなる 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスや福祉タクシーの運行 ・NPO法人の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスの本数の増加 ・市内細部までバスを走らす ・巡回バスの時刻、場所をわかりやすくする ・停留所を増やす
■道路問題 <ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭い ・歩道がない ・通学路に歩道が少ない ・交通量が多くて、危険 ・渋滞が多い所がある 			<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の整備
■安全・安心 <ul style="list-style-type: none"> ・治安が他地区と比べて悪い ・不審者が出没する ・避難所の問題 		<ul style="list-style-type: none"> ・「きしゅう君の家」の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に防犯を入れる
■買い物 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物が不便 ・買い物に歩いていくのは遠い ・買い物難民が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り合わせて買い物に行く 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達、配食サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達、配食サービスの充実
■マナー <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しのマナーが悪い ・飼い犬のマナーが悪い ・夜中の騒音（バイク） 		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い方講座の開催
■ゴミ問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ問題（川・池・公園） ・動物がゴミを荒らす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ袋に氏名を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションの設置 ・ゴミネットの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションの設置 ・ゴミ袋に氏名を記入
■医療 <ul style="list-style-type: none"> ・設備のある医療機関が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つ 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への交通手段の緩和 ・医師会での話し合い



4) 岩出地区 (7月24日実施)

(1) 地域の「良いところ」

■生活環境

- ・郵便局、銀行などが近い
- ・お店が多い
- ・スーパー、コンビニが多い
- ・飲食店も多い
- ・大阪に近い

■自然環境

- ・自然が多い
- ・川がある
- ・水がおいしい
- ・静かで良い
- ・自然災害が少ない

■交通

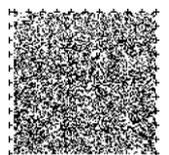
- ・駅に近い
- ・交通の便が良い

■地域のつながり

- ・近所づきあいがよい
- ・助け合いがある
- ・見守り活動が熱心
- ・近隣仲良し
- ・地域でまとまりがある

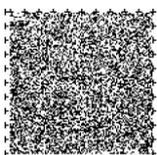
■子育て

- ・子どもが多い
- ・若い人が多い
- ・子育てしやすい
- ・給食がある

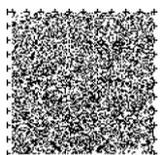


(2) 地域の「気になるところ」と課題解決策

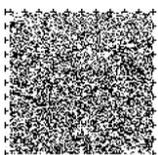
気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・高齢者のみ世帯の増加 ・ひとり暮らし高齢者が多い ・ひとり暮らし高齢者が多くの不安を抱えている ・ひきこもっている ・女性だけの家が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけする ・いきいきサロンへの参加の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけする ・いきいきサロンへの参加の呼びかけ ・何人かで一緒に住む 	
■空き家・空き地 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が多い ・空き地が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を活用して、シェアする 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を活用して、シェアする ・若い人に借りてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を活用して、シェアする
■閑散 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前がさびしい ・旧商店街の低迷 		<ul style="list-style-type: none"> ・旧大和街道を中心としたイベントの開催 ・駅前を中心としたまちおこし ・商工会の協力のもと朝市の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大和街道を中心としたイベントの開催 ・駅前を中心としたまちおこし
■子ども・子育て <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ない ・若い人が少ない ・子育てできる環境が未整備 ・核家族が多く、子育てに悩む若い世代が多い ・子どもの遊び場が少ない ・子どもにあいさつしても返事がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベント ・男性の家事・育児への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人に帰ってきてもらうために、子育てしやすい手当の充実 ・公園、児童館の整備 ・婚活イベント



気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■地域とのつながり <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつできない ・近所づきあいの良い時、悪い時がある ・地域交流が少ない ・地区行事への参加が少ない ・近所の人で知らない人が多い ・新旧住民の交流が少ない ・新旧住民で自治会活動での温度差が大きい ・孤独死がたまにある ・イベントが少ない ・子どもがイベントに参加しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけする ・月1回の地区交流会の開催 ・新旧住民参加のイベントの開催 ・話し合いの場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけする ・地域のイベントの開催 ・子どもと大人が参加できる行事の開催 ・子どもの好きなキャラクターを呼ぶ ・月1回の地区交流会の開催 ・茶話会や食事会の開催 ・新旧住民参加のイベントの開催 ・話し合いの場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントの開催 ・子どもの好きなキャラクターを呼ぶ ・月1回の地区交流会の開催
■地域活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加が少ない ・新旧住民で自治会活動での温度差が大きい ・介護ボランティアの育成 ・福祉コーディネーターの育成・配置 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域での支え合いシステムの構築 ・福祉ボランティアに対するポイント制度の導入 ・福祉委員の任命 ・福祉コーディネーターの育成・配置
■防災 <ul style="list-style-type: none"> ・水害に弱い ・避難所まで遠い ・緊急連絡がわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・大避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大避難訓練の実施 ・紀の川、春日川の災害対策の充実
■防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・活気がない ・人通りがない ・外灯が少ない ・外灯がついていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り隊の結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り隊の結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り隊の結成 ・街灯の設置
■マナー <ul style="list-style-type: none"> ・交通マナーが悪い ・散歩のマナーが悪い ・若い人のマナーが悪い ・紀の川の釣り客のマナーが悪い ・ゴミ出しのマナーが悪い ・緑地公園にたくさんのゴミ ・ゴミの不法投棄が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による美化運動 ・住民による啓発活動 ・親のしつけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通マナー教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通マナー教室の開催 ・大人向け講習会の開催 ・カメラの設置 ・看板の設置



気になるところ	課題解決のためのアイデア		
	自助	互助・共助	公助
■交通手段 ・交通が不便 ・車がないと不便 ・公共施設へのアクセスが悪い ・和歌山線の本数が少ない			・コミュニティバスの本数、路線の拡大
■道路 ・道が狭い ・歩道が狭い ・自転車専用道路がわかりにくい			・道路の整備
■買い物 ・スーパーが近くにない ・車がないとどこにも行けない ・小売店が減り、買い物に困っている人がいる		・移動販売 ・近所で乗り合わせる	
■医療 ・病院が少ない			・病院までの巡回バス、ルートを増やす ・建設



5 用語解説

あ行

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議

要保護児童対策地域協議会をさすものであり、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。平成 16 年の児童福祉法改正において、法的に位置づけられた。

岩出障害児者相談・支援センター

障害の種別や年齢に関わらず、その人らしい生活ができるよう専門の相談員が情報提供や福祉サービスの利用調整等を行うところ。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害のある人など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブサイトで提供される情報を利用できること。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを通じて新たな人間関係を築く場をウェブサイトで提供する会員制のサービスのこと。代表的な SNS としては、Facebook 等が挙げられる。

NPO

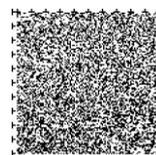
「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織。

なお、NPO 法人（特定非営利活動法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した団体・組織。

か行

協働

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。



権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障害のある人など、社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明（代弁）することをいう。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人と实际的に平等な機会を保障されるためのもの。

個別支援計画

災害時要援護者一人ひとりに対し、具体的な避難方法等を定めるもので、市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、その策定が求められている。

子どもの貧困

平成25年の「国民生活基礎調査」の結果によれば、子どもの貧困率は16.3%と、日本の子ども貧困の状況は先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準となっている。

このような子どもの貧困の深刻化を受けて、いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもの将来が閉ざされることがないように、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成25年6月に成立、平成26年1月に施行するとともに、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱について」を策定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図っているところである。

さ行

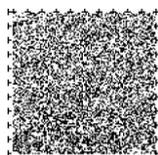
災害時要援護者

災害等が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを希望する人で、①高齢者、②重度障害者、③その他援護を必要としている人のいずれかに該当する人。

なお、平成25年6月の災害対策基本法の改正により「避難行動要支援者」に名称変更されたが、本市では、地域防災計画において「災害時要援護者」という名称を継続して使用していることから、本計画においても「災害時要援護者」を使用している。

自治会等

区・自治会のこと。



社会的障壁

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会によける事
物、制度、慣行、観念など一切のもの。

社会福祉協議会

地域に混在する福祉ニーズに対し、地域住民や福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得て、
福祉サービスを企画・実施し、または地域の福祉活動を支援することにより、福祉のまちづくり
をすすめる「公共性」を併せ持った民間の組織。

消費生活相談員

消費生活専門相談員（国民生活センター）、消費生活アドバイザー（日本産業協会）、消費生活
コンサルタント（日本消費者協会）のいずれかの資格を有しており、自治体の消費生活センター
で悪質商法の被害者の相談に応じる人のこと。なお、平成 26 年 6 月に消費者安全法が改正され、
「消費生活相談員」の職が法律に位置づけられ、新たな資格試験制度が法定化された。

障害者虐待防止センター

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法に基づいて、虐待の早期発見・早期対応が可
能となる体制を整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化することを目的に設置された
機関。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の
締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく
結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

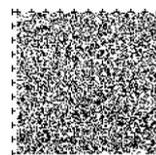
た行

第三者評価

サービス事業者の提供するサービスの質を当事者であるサービス事業者及び利用者以外の公
正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、またその評価結果を利用者へ情
報提供していくこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送れるように心身の健康の保持及び生活の安定の
ために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援
することが目的に設置された機関。



な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人などのうち、判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

認知症高齢者等徘徊ネットワーク

徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期発見・早期保護できるよう、関係機関による支援体制で、①徘徊の恐れのある高齢者の事前登録及びステッカーの配付、②行方不明者の搜索等の協力者の事前登録及び情報発信を行う。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（サポーター）。

は行

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する意味。建築用語として登場してきたが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしていく社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

ひきこもり

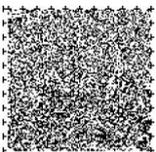
仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。

福祉避難所

災害時に、一般の避難所では避難所生活が困難な高齢者や障害のある人などのために、特別な配慮がなされた避難所。

母子保健推進員

地域母子保健の向上のため、市長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、訪問活動を行うボランティア。



ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣に委嘱され、常に住民の立場に立って、社会福祉の増進のために、市福祉事務所などの業務に協力しながら、援助を必要とする人に対して、相談に応じたり、助言やその他の援助を行う民間の奉仕者。

児童委員は、児童相談所などの業務に協力しながら、地域の子どもや妊産婦の保護、保健、福祉の向上のために必要な援助・指導を行う民間の奉仕者。（民生委員が兼ねる）

無縁化

家族、地域、会社などにおける人との絆が薄れ、孤立している状態。

や行

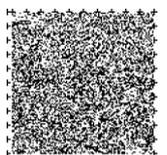
ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。



岩出市
地域福祉計画

平成28年3月

岩出市 生活福祉部 福祉課
〒649-6292 和歌山県岩出市西野 209 番地
電 話：0736-62-2141（代表）
ファックス：0736-63-0075（代表）

